



各手当制度

児童扶養手当

児童扶養手当は、母子（父子）家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

◆ 支給対象

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（心身に概ね一定程度の障害がある場合は20歳未満）で次のいずれかに該当する児童を監護している方。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ◎父母が婚姻を解消した | ◎父又は母が死亡した |
| ◎父又は母が一定程度の障害の状態にある | ◎父又は母が生死不明 |
| ◎父又は母が1年以上遺棄している | ◎父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた |
| ◎父又は母が1年以上拘禁されている | ◎婚姻によらないで生まれた |
| ◎棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない | |

※ただし、児童や父母、養育者が日本国内に住所がない、母（父）の配偶者（事実婚を含む）に養育されているときなどの場合、手当を受けられません。詳しいことはお問い合わせください。

◆ 支給額（月額）

	～令和2年3月	令和2年4月～
全部支給	42,910円	43,160円
一部支給	42,900円～ 10,120円	43,150円～ 10,180円

※児童2人目は10,190円、3人目以降は児童1人につき6,110円が加算されます。

※公的年金などを受給する方で、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分を受給できません。

※受給者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、その所得に応じて支給額が一部停止又は全部停止となります。

◆ **支給期日** 1月、3月、5月、7月、9月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

障害児福祉手当・特別障害者手当

障害児福祉手当は、精神または身体に重度の障害を有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の児童に対し、**特別障害者手当**は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方に対して、その福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や、児童福祉施設及び障害者施設などに入所している方、3ヶ月以上病院に入院している方などは対象となりません。

◆ 支給額（月額）

	～令和2年3月	令和2年4月～
障害児福祉手当	14,790円	14,880円
特別障害者手当	27,200円	27,350円

※受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

◆ **支給期日** 2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分まで支給されます。

各手当を受けるには、認定請求書の提出が必要です。請求に必要な添付書
お問い合わせ先：保健福祉課 福祉グループ